

確定申告は正しくお早めに！

申告の準備はお済みですか？

令和元年(2019年)中の所得に対する「町県民税・国民健康保険税」の申告受け付けおよび申告相談を行いますので、この期間中にもれなく申告されますよう、お願いします。

なお、混雑を避けるため、できるだけ日程表による指定日にご来場ください。

申告相談について

申告相談会での申告が不要な人

次の①～⑤に該当する人は申告相談会での申告は不要です。

- ①令和2年1月1日に本町に住民登録がない人
- ②令和元年中の収入が給与のみで、年末調整が済んでいて、所得控除の追加の申告が不要な人
- ③令和元年中の収入が公的年金のみで、所得控除の申告が不要な人
- ④令和元年中の収入がなく、町内に居住している人の扶養親族になっている人
- ⑤税務署に、直接確定申告書を提出、または電子申告をする人

申告相談会での申告が必要な人

- ・上記の①～⑤に該当しない人
- ・町外に居住している人の扶養親族になっている人
- ・遺族年金、障害年金など、非課税所得のみを受給している人
- ・令和元年中の収入がない人で、誰の扶養親族にもなっていない人

令和元年中の年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の確定申告不要者に該当する人でも、町への申告は必要です。

今回の申告での注意点

1. 受付時間は、午後2時まで
2. 次の申告は、町の申告相談会ではできません。
 - ・住宅ローン控除(年末調整済みを除く)
 - ・不動産や株の譲渡(売却)所得
 - ・平成30年分以前の確定申告
3. 雑損控除の追加や繰り越しの申告には、昨年の申告書と雑損控除計算書の控えが必要です。持参しないと、申告の受け付けができない場合があります。

申告期間

2月17日(月)～3月16日(月)

申告に必要なもの

- ・印鑑(所得税の口座振替手続きのため通帳の届け出印が望ましい)
- ・本人の口座番号が分かるもの
- ・源泉徴収票、支払証明書など
- ・事業所得、不動産所得などがある人は収支内訳書
- ・社会保険料(国民年金や任意継続保険など)の払込証明書か領収書、生命保険/個人年金保険/地震(損害)保険料の控除証明書/寄附金控除の証明書
- ・税務署から「確定申告書一式」または「確定申告のお知らせ」が事前送付された人は、その書類一式
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳など
- ・「マイナンバーカード」か、「個人番号通知カード+本人確認書類(運転免許証、保険証など)」
- ・雑損控除の追加または繰り越しの申告をする人は、昨年の申告書と雑損控除計算書の控え

医療費控除を受ける人は…

医療費控除を受ける人は、平成29年分の申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。領収書を添付する必要はありませんが、5年間保存する必要があります。そのため、医療費控除を受ける人は、事前に計算をして「医療費控除の明細書」を記入したうえで持参してください。

「医療費控除の明細書」は、税務署または役場税務課の窓口およびホームページから取得できます。

■ 町ホームページから入手する場合は

1. 町ホームページの「暮らし・環境」を選択して、「申請書ダウンロード」をクリックしてください。
2. キーワードに“医療費”と入力して検索ボタンを押すと、「医療費明細書(申告用)」が出てきますので、該当年度の書類をダウンロードしてください。

URL:

<https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0032124/index.html>